

令和元年度 射水市奨学生募集要項(追加募集)

1 目 的

修学の意欲及び能力を有するにもかかわらず経済的理由により修学が困難な方に対し奨学資金を貸与することで、有用な人材を育成することを目的とします。

2 対 象

学校教育法による大学(短期大学を含む。)専修学校(専門課程に限る。)高等専門学校(4、5年生のみ)大学院に在学している方(以下「**大学生等**」とします。)

3 要 件

次の要件をすべて満たす方を対象とします。

- (1) 射水市に住所を有する世帯に属する方(市内に保護者等が住所を有する方)
- (2) 学資の支弁が困難である方
- (3) 身体強健で学業成績が優良である方
- (4) 性行が善良である方
- (5) 在学した学校長又は現に在学する学校長の推薦があること
- (6) 本人の属する世帯に市税の滞納がないこと

(市税とは、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税をいいます。)

採用後、上記要件を一つでも欠くこととなった場合、奨学資金の貸与を取り消します。

4 奨学資金の額

下記の金額を、指定された本人名義の口座へ毎月振り込みます。(無利子貸付)

自宅通学生	月額 25,000 円以内	左記金額を上限とし、10,000 円単位で変更できます。
自宅外通学生	月額 40,000 円以内	

5 貸与の期間

奨学資金を受けるに至った月(令和元年10月)から、その学校の**正規の修業期間**

6 提出書類

奨学資金の貸与を受けようとする方は、下記の書類を揃えて提出してください。

- (1) 奨学資金申請書(様式第1号)

必ず申請者(学生)本人が記載してください。

9月現在に在学する学校で学長・校長印を押印してもらってください。

- (2) 奨学生推薦調書（様式第2号）及び成績証明書

令和元年9月現在において、

大学等の1年生 ... 出身高校等に作成依頼（各学年の成績証明書添付）

上記以外(在学生)... 在学する学校に作成依頼（在学中の成績証明書添付）

- (3) 世帯全員の住民票（住民票謄本）

下宿等で申請者の住所が射水市内にない場合は、申請者の住所地の住民票及び保護者世帯全員の住民票を提出してください。

- (4) 世帯全員の所得証明書〔学校提出用〕（平成31年度（平成30年中））

- (5) 同意書

申請者本人及び申請者の保護者が署名・押印してください。

- (6) 世帯全員の納税証明書（平成31年度）

平成31年1月1日現在、射水市に住所が無かった方のみ

射水市では、取得した個人情報を奨学生の選考、奨学資金の貸与及び返還に関する事項以外に使用しません。

7 選考方法及び募集人数

選考方法 本人の学業成績及び世帯の所得を勘案の上、審査会で選考します。

募集人数 4名

8 申請方法及び期間

申請方法 在学する学校長を経由して射水市教育委員会に書類を提出

申請期間 令和元年9月2日（月）から令和元年9月30日（月）まで

9 採用決定通知

令和元年11月中旬に、本人及び学校長へ文書で通知します。

10 誓約書の提出

奨学生に採用された方は、奨学生決定通知書を交付された日から10日以内に、連帯保証人2名（1名は奨学生の保護者、他の1名は独立の生計を営む成年者で、奨学資金に関する一切の責めを連帯して負うことができる人で概ね60歳未満の方とします。）と連署した誓約書（様式第5号）を提出していただきます。

なお、期日まで誓約書を提出しないときは、奨学生の採用決定を取り消します。

11 成績証明書の提出

奨学生は、毎年4月末日までに必ず成績証明書を提出していただきます。

成績証明書の提出がない場合は、奨学生を辞退したものとみなし、奨学資金の貸与を停止します。

12 奨学資金の返還方法

奨学生は、卒業の日から1年を経過した日の翌日から起算し、10年を限度（市奨学資金に併せて貸与型の他の奨学資金を併用していた者については、15年を限度）として年賦の方法で返還していただきます。返還については、納入通知書により期日までに金融機関窓口で納付していただくことになります。

なお、市の奨学資金に併せて他の奨学資金等を受けていた者については、返還時に受給状況を確認できる証明書等の書類を提出していただきます。

奨学資金の返還回数等の返還計画については、申請前から検討しておいてください。

【参考】3年6か月間貸与を受け、10年間で返還する場合の1回あたりの返還額

	貸与総額	年賦(10回)	半年賦(20回)	3月賦(40回)
大学(自宅)	1,050,000円	105,000円	52,500円	26,250円
大学(自宅外)	1,680,000円	168,000円	84,000円	42,000円

正当な理由がないのに返還を延滞したときは、当該返還期限の翌日から返還の日までの日数に応じ、年5パーセントの割合で延滞利息を徴収します。

奨学生が奨学金の返還を怠った場合には、返還回数に関わらず、速やかに連帯保証人が奨学資金の全額（返還残額）を一括して返還すること。

13 借用証書等の提出

奨学生は、卒業後に下記の書類を揃えて提出していただきます。

- (1) 奨学資金借用証書（様式第8号）・誓約書
- (2) 奨学資金返還明細書（様式第9号）
- (3) 印鑑登録証明書（本人及び連帯保証人2名 各1通）

14 届 出

奨学生は、下記の場合には、直ちに届け出ていただきます。ただし、奨学生本人が事故等で届け出ることができないときは、保護者が届け出てください。

- (1) 休学・復学・転学又は退学したとき。
- (2) 本人及び連帯保証人の身分・住所その他の事項に異動があったとき。
- (3) 奨学資金の貸与を辞退しようとするとき。

問合先・申請先

〒939-0294 富山県射水市新開発 410 番地 1

射水市教育委員会 学校教育課

0766-51-6635

<http://www.city.imizu.toyama.jp>